

10. 食中毒と飲酒について

過去に集団食中毒やその疑いがあるものが起こっており、共通するのは肉類などの焼き方が不十分だったもの、生肉だったものです。自分たちで調理するときでも、店で食べるときでも十分火が通ったものを食べるようにしてください。

未成年（新入生）の飲酒による事故が報告されています。過去に公認団体が部内の打ち上げで未成年部員が飲酒し、体調が急変して救急車で病院に運ばれるという事案がありました。幸いその部員は病院の適切な処置により体調が回復し、事なきを得ましたが、一歩間違えば死亡事故にもなりかねない重大な事件です。資料10-2及び資料10-3をご覧ください。未成年飲酒禁止法という法律がありますが、未成年が飲酒しても本人は罰せられません。しかし、皆さんもご承知のように未成年はお酒を飲んではいけません。また成人の方も節度をもっていただきたいこと、クラブのイベントなどでお酒を飲む場合は未成年の部員を同席させない、同席する場合は酒類を一切排除するなどの配慮をしてください。未成年飲酒禁止法では第3条に未成年者の飲酒を知って制止しなかった親権者や監督代行者、つまり団体の代表者である皆さんに対して科料を科すとなっています。各団体・サークルのリーダーとして部員を指導していく立場にある者として、自覚ある行動をとり、部員にも指導してください。先程の例では、学務部としてはこの事案を重く受け止め、当該団体から事情聴取をするとともに、関係各署とも協議して、半年間の活動自粛処分、個人には飲酒した未成年だけでなく、同席した成人の学生も各所属の学部長から厳重注意処分を行いました。我々としてもこのような処分を科すのは本意ではありません。先輩となるあなた方の対応が何よりも大切であると思います。加害者にも被害者にもならないよう十分注意して下さい。